

令和3年(2021年)1月19日

文教生活常任委員会資料

管理部 職員課

資料NO. 6 令和元年度（令和2年度人事異動）以前の異動方法との違いやそれに対する教職員の意見・要望

1 概要

これまで宝塚市公立学校教職員の人事異動に関しては、職員団体からの申し入れを尊重し、人事異動案を策定する過程において、複数回にわたって確認の場を設定し、事実上、教職員の一定の了解を前提に人事異動を行ってきました。

今後は、職員団体からの意見については、あくまでも参考とし、確認の場は設定せず、教育委員会が校長からの聴き取りにより判断し、人事異動を実施します。

2 令和元年度（令和2年度人事異動）以前の異動方法との違い

(1) 次年度の「宝塚市公立学校教職員人事異動方針」及び「宝塚市公立学校教職員人事異動実施要領」の職員団体との確認（11月下旬～12月上旬）

① 令和元年度以前（令和2年度異動以前）

職員団体に確認。その後、教育委員会会議に諮り、決定。

② 令和2年度（令和3年度異動）

12月7日に開催した教育委員会会議において一部修正し、修正案にて決定。

<参考>

修正前 同一校の勤務年数が10年以上の者については、特に（異動について）配慮する。

修正後 同一校の勤務年数が10年以上の者については、特に（異動を）積極的に進める。

(2) 「宝塚市公立学校教職員の人事異動希望の聴取に関する要領」による異動希望聴取の実施（12月下旬～1月上旬）

① 令和元年度以前（令和2年度異動以前）

各学校長の任意の様式により教職員の異動希望を把握し、集計表に取りまとめて教育委員会事務局に報告を求めている。

育児や介護などの教職員個々の事情は、校長ヒアリングにおいて口頭による聞き取りで報告を求めている。

② 令和2年度（令和3年度異動）

教職員の異動希望や個々の事情など、全校統一した方法と異動希望調書により、

異動希望先や個々の事情を把握することとした。

(3) 教育委員会事務局による校長ヒアリング（1月中旬～2月中旬）
変更なし。

(4) 職員団体との異動情報の確認

① 令和元年度以前（令和2年度異動以前）（3月上旬～3月中旬）
職員団体と確認

② 令和2年度（令和3年度異動）
職員団体との確認を廃止

3 令和元年度（令和2年度人事異動）以前の異動方法との違いに対する教職員の主な意見・要望等

① 勤務場所は生活に直結している。生活破壊に繋がるのが心配。

② 校長は、教職員全員と面談し、しっかりとヒアリングを実施してほしい。

③ 校務分掌、保護者対応、生徒指導等、年度をまたぐこともある。一律に年数だけでは異動できない。

④ 今回の変更は「職員の不祥事」が起因しているように捉えた。そのことで人事異動に波及することは理解し難い。